

素案

第四次

足立区一般廃棄物処理基本計画

2019 年度～2028 年度

2019年3月 足立区

目次

<< 本編 >>

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	3
4 進捗管理	3
5 対象となる廃棄物	4
第2章 計画の基本的な考え方	5
1 基本理念	5
2 区民・事業者・行政の役割	5
第3章 清掃事業における課題の分析	8
1 地域特性に関する課題	8
2 3R 推進施策に関する課題	9
3 ごみの適正処理における課題	10
第4章 計画期間における目標値	11
4-1 計画期間における目標値	12
4-2 計画期間における個別目標値	13
第5章 ごみ減量と資源化の推進(基本方針)	18
基本方針 1 区民・事業者・行政と連携した廃棄物減量の推進	19
基本方針 2 持続可能な資源利用への転換	20
基本方針 3 廃棄物処理の適正処理	22
第6章 生活排水処理基本計画	25
6-1 生活排水の現状	25
6-2 基本方針	26
6-3 施策・事業の展開	27

<< 資料編 >>

第1章 人口の動向	29
1-1 人口及び世帯数	29
1-2 人口構造	30
1-3 外国入人口の推移	31
第2章 産業の動向	32
2-1 事業所数	32
2-2 従業者規模別事業所数	33
第3章 ごみ処理事業の概要	34
3-1 処理の流れと形態	34
3-2 ごみ排出量の推移	35
3-3 ごみの収集・運搬の状況	36
3-4 中間処理、最終処分の状況	38
第4章 資源化とごみの排出抑制の状況	40
4-1 資源の流れ	40
4-2 資源化量の推移	41
4-3 資源回収・資源化事業の状況	43
第5章 ごみ・資源化にかかる経費	45
5-1 ごみ・資源化にかかる経費	45
第6章 比較評価	46
6-1 第三次足立区一般廃棄物処理基本計画との比較	46
第7章 計画期間における目標値算出	50
7-1 「1人1日あたりの家庭ごみ排出量」の目標値算出	50
7-2 「資源化率」の目標値算出	53
7-3 「事業系ごみ排出量(持込ごみ)」の目標値算出	56

第8章 国及び都、区などの関連計画の動向 58

第9章 ごみ処理事業の沿革 63

本計画の構成

<< 本編 >>

第1章 「計画策定の趣旨」

計画の目的や位置づけ、計画期間、対象となる廃棄物の設定

第2章 「計画の基本的な考え方」

計画の基本理念、区民・事業者・行政の役割

第3章 「清掃事業における課題の分析」

清掃事業における課題の分析

第4章 「計画期間における目標値」

計画期間における個別目標値の設定

第5章 「ごみ減量と資源化の推進(基本方針)」

基本方針、計画期間に実施する様々な事業の明示

第6章 「生活排水処理基本計画」

し尿及び生活雑排水の処理計画の明示

<< 資料編 >>

一般廃棄物処理基本計画策定の前提となる人口動態や産業の状況の概観

ごみ及び資源の処理の流れや、その量の経過

計画期間における目標値算出根拠

国及び都、区などの関連計画の動向、ごみ処理事業の沿革

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の目的

本区では、平成12年度の清掃事業の移管を受け、ごみの減量や一般廃棄物の適性処理を推進するための施策を長期的・総合的視点から体系的に明らかにすることを目的とした「足立区一般廃棄物処理基本計画（平成12年度～23年度）」を策定しました。その後、清掃リサイクル事業を取り巻く状況の変化等に対応するため、平成18年度から平成32年度までの15年間を計画期間とする「第二次足立区一般廃棄物処理基本計画」を策定し、さらに平成26年度から平成35年度までの10年間を計画期間とする「第三次足立区一般廃棄物処理基本計画」を平成26年3月に策定しました。

平成26年度以降は、「第三次足立区一般廃棄物処理基本計画」に基づき、清掃リサイクル事業を推進していますが、さらなる廃棄物の発生抑制や資源化の推進、温室効果ガスの削減などの強化が求められるとともに、東日本大震災を教訓とした災害廃棄物処理体制の構築や水銀含有廃棄物の適性処理についても喫緊の課題となっています。また、環境負荷の少ない資源循環型社会を構築することを基本理念として、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機としたまちの美化や3Rの推進についても進めいかなければなりません。

今回策定する「第四次足立区一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）は、以上のような清掃リサイクル事業を取り巻く状況の変化や、それに伴う国・東京都の計画の改定や法整備等に対応するため、ごみ減量・資源化施策の再検討を行うものです。

2 計画の位置づけ

（1）根拠法令等

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に規定する「一般廃棄物処理計画」のうち、同施行規則第1条の3に規定する「一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画」に該当し、足立区廃棄物の処理及び法律に関する条例（以下、「条例」という。）第33条に規定する計画です。

（2）各行政計画との関係

足立区基本構想で示した将来像「協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」の実現に向け、足立区基本計画では、「環境負荷の少ない暮らしを実現する」を施策群とし、「循環型社会の実現を図るため、区民や事業者等の意識をさらに向上させ、ごみの発生抑制、持続可能な資源利用への転換、廃棄物の適正処理」を目標に掲げています。また、第三次足立区環境基本計画の柱のひとつである循環型社会の構築の「くらしの工夫でごみを減らすとともに、資源が循環するまちをつくる」目標をを実践していくための具体的施策を定めていきます。

あわせて、国の循環型社会形成推進基本計画や廃棄物の減量等に関する基本的な方針、ごみの中間処理を共同処理している東京二十三区清掃一部事務組合の一般廃棄物処理基本計画、最終処分場の管理を行っている東京都の廃棄物処理計画等との連携を図っています。

図1-1 一般廃棄物処理基本計画と関係法令等

【別紙1】足立区一般廃棄物処理基本計画位置づけ参照

(3) 計画期間

本計画は、2019年度から2028年度までの10年間を計画期間とします。

なお、概ね5年ごとに改定するものとされていますが、計画の前提状況等に大きな変動が生じた場合には適宜見直しを行います。

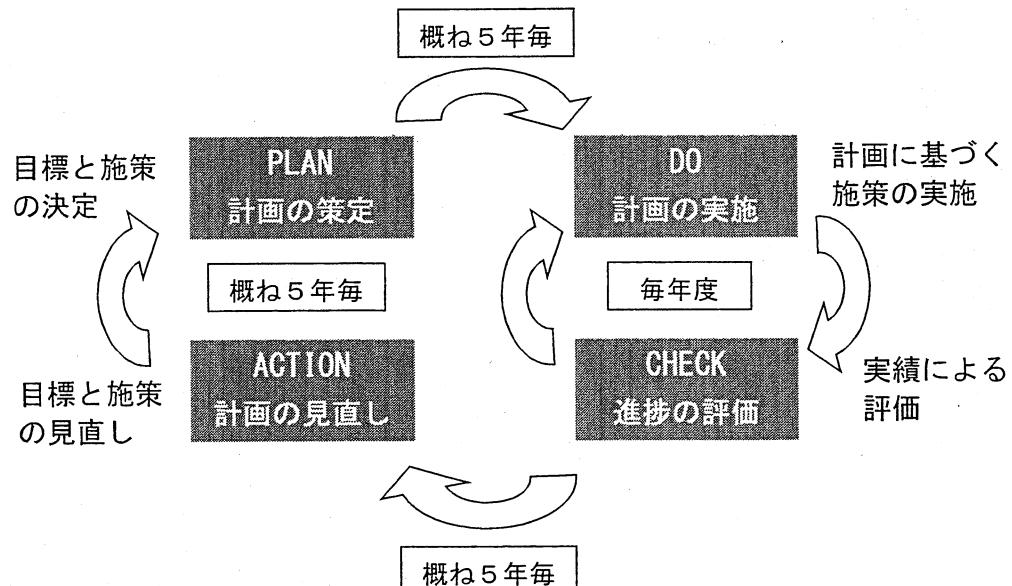
図1-2 計画期間

新宿区一般廃棄物処理基本計画 P1 参照

(4) 進捗管理

毎年度、P D C Aサイクル（事業の点検・評価・見直しを行う仕組み）の手法により、本計画の目標の達成状況を管理し事業の透明化を図ります。

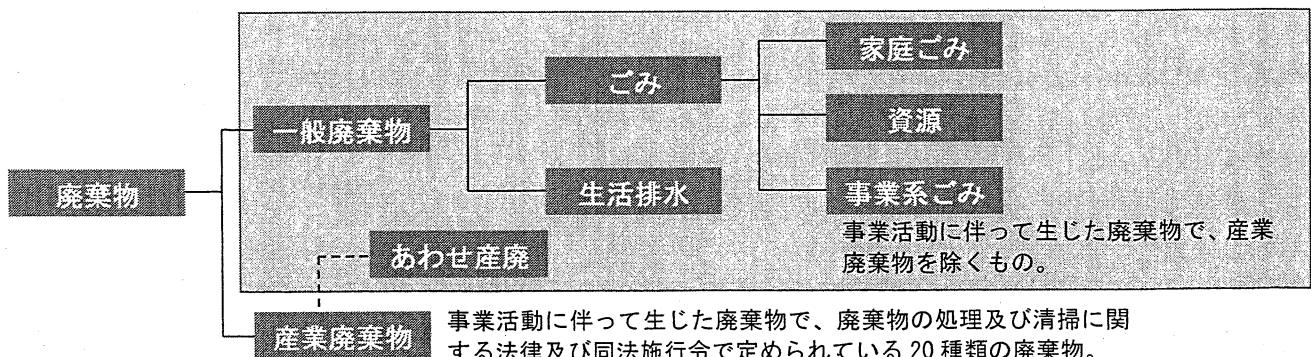
図1-3 P D C Aサイクルのイメージ図



(5) 対象となる廃棄物

本計画は、区内で発生する「一般廃棄物」と「あわせ産廃」*を対象とします。

図1-3 対象となる廃棄物



※あわせ産廃とは、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて収集する産業廃棄物のことです。(廃棄物処理法第11条2) また、区が処理する基準は以下のとおりです。

1 区が収集する範囲

区が処理する「事業系一般廃棄物」及び「一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物」の事業系廃棄物については、条例第9条第2項に基づき、事業者が自らの責任において適正に処理することを原則とするが、条例第33条第2項及び条例第47条に基づき、区が処理する「事業系一般廃棄物」及び「一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物」については、次のとおりです。

- (1) 「事業系一般廃棄物」の処理は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認める場合とし、その処理基準は以下のとおりです。
- (2) 「一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物」の処理は、一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生じない範囲内とし、その処理基準は以下のとおりです。

2 区が処理する基準

- (1) 区の処理を利用できる事業者は、一事業者(所)につき、次の①、②の両方に該当する場合とする。

- ① 平均排出日量が10kg未満(目安として区の収集1回あたりの排出が90ℓ(45ℓ袋で2袋)以下)
- ② 常時使用する従業員の数が20人以下

3 区が処理する「一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物」

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条に掲げる「産業廃棄物」のうち、次の「産業廃棄物」に限定します。

品目は、廃プラスチック類(原則として、プラスチック製造業・加工業から排出されるものを除く)、紙くず、木くず、金属くず(廃油等が付着しているものを除く)、ガラスくず及び陶磁器くずとなっています。

なお、処理基準に該当する場合であっても、家庭廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生じると認められるときは、区は処理を行わないことができます。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

平成20年6月21日、区では地球温暖化問題の現状と防止策の必要性を区民とともに考える「環境サミット in 足立」を開催しました。これをきっかけとして、区民・事業者の地球環境に対する関心が高まり、環境分野を重要施策として推進しています。

また、平成23年3月11日には、東日本大震災が発生しました。「危機に対する備え」の重要性が再認識され、あわせて電力不足により23区内2区のみが対象となった計画停電を経験し、地域における持続可能な社会づくりの大切さを痛感しました。

このような社会情勢の変化によって、区民のライフスタイルが様変わりし、節電や循環型社会に対する意識が高まっています。

平成18年度以降、ごみ排出量は減少傾向にありますが、ごみ排出量は景気動向に左右されるとも言われています。種類や処理方法も多様化していることから、中長期的視点で地域との協力関係のもと、一層の効率的な資源・エネルギーの利用と、ごみの発生抑制や適正な処理が求められています。

ごみの発生を抑制し、環境負荷の少ない循環型社会を構築するには、とりわけリデュース（ごみを作らない）、リユース（繰り返し使う）の実践が不可欠です。その上で、更にリサイクル（再資源化する）へと、区民のライフスタイルそのものの転換を目指していかなければなりません。

そこで、区民一人ひとりの生活様式の見直しも含めて、従来の生産・消費・廃棄の社会経済活動の発想の転換のもと、持続可能な循環型社会の形成が区の目指す姿です。

2 区民・事業者・行政の役割

ごみ処理に関する計画や施策を効果的に推進し、環境負荷の少ない循環型社会の実現を目指すためには、区民・事業者・行政が相互に連携し、ごみを生み出さない工夫を創り出していくことが必要不可欠です。そのためには、区民・事業者・行政のそれぞれが役割を自覚し、実践していくことが必要です。

(1) 区民の役割と行動

①リデュース（ごみを生み出さない）の推進

ひとり一人がごみの排出者であるため、持続可能な循環型社会づくりの担い手であることを自覚し、積極的にごみ減量に繋がる行動を実践する。

○新たに購入するものが本当に必要かよく考えてから購入する。衝動買いは控える。

○買物する際は、マイバックを持参し、レジ袋等不用な包装の削減に取り組む。

- 消費期限や賞味期限をチェックし、食材は必要な分だけ購入し食べる分だけ調理するなど、食べ残ししないようする。
- 調理くずなどの生ごみは、十分に水切りをしてから捨てる。

②リユース(繰り返し使う)の推進

ものを繰り返し使うことにより、買ったものをできる限り長い期間使用していくことで、使い捨てのライフスタイルを見直していく。

- 家具等の耐久消費財等は修理するなど、長い期間大切に使用する。
- マイボトルやリターナルビン(洗って何度も繰り返し使用できるびん)を利用する。
- 使わなくなったものはリサイクルショップを活用し、必要とする人に利用してもらう。

③リサイクル(再資源化)の推進

不用になったものは、できる限りリサイクルするとともに、ごみや資源を適正に処理されるよう正しく分別し、ルールを守って排出することで、まちの美化に努める。

- 町会や自治会、マンションなどは、集団回収活動に積極的に参加する。
- スーパーなどの事業者が実施している店頭回収に積極的に参加する。
- ごみや資源を正しく分別することで、適正に処理できるよう協力する。
- 資源回収場所・ごみ集積所を清潔に保ち、まちの美化に努めます。
- 資源持去り行為や不法投棄を見かけた際は、区への通報に協力する。

(2) 事業者の役割と行動

①リデュース(ごみを生み出さない)の推進

法令を遵守し、環境に配慮した事業活動を行うことにより、ごみそのものを出さない事業活動への転換を図る。

- ごみ排出量や再資源化率など目標を設定し、環境に配慮した職場環境をつくり、従業員や取引先に対する環境教育を推進する。
- 過剰な包装などを削減するために、レジ袋の有料化やマイバッグの推奨などに積極的に取り組む。

②適正処理の推進

積極的にリサイクルを行い、リサイクルできない廃棄物は、事業者自らの責任で適正に処理する。

- 事業系ごみは自己処理責任の原則に基づき、事業者自ら処分場に持込処分するもののほか廃棄物処理業者に収集・運搬や処分委託する。
- 資源回収場所・ごみ集積所に排出する事業者は、区の定める基準に該当し、排出量に見合った事業系有料ごみ処理券を貼付する。

(3) 行政の役割と行動

環境負荷の少ない循環型社会を構築するため、区民・事業者・区の三者が、それぞれ自らが取り組むべきことを共に考え、実践する取り組みを支援する。

○区民・事業者への啓発活動

区民・事業者に対して、ごみ減量による効果などを分析・数値化し、情報発信することで、ごみ減量化に繋がる普及啓発活動の充実に努める。

○区民・事業者への支援

区民・事業者に対して、資源やごみの分別方法等のチラシやリーフレットを作成、配布し、資源やごみの分別等の適正処理への協力を求めていく。また、地球環境フェアや環境学習などを通じて、ごみやリサイクルを考える機会を提供する。

○適正処理の推進

区民・事業者が排出したごみを環境負荷に配慮した上で、適正かつ効率的に処理する。

第3章 清掃事業における課題の分析

1 地域特性に関する課題

(1) 人口の増加

人口（外国人含む）は、平成25年1月1日現在の669,143人から平成29年1月1日現在では681,281人に増加しています。足立区人口推計（中位推計）では平成32年に682,890人とピークを迎え、その後年々減少し、平成40年度は675,606人と見込まれています。引き続き、人口の増減を見据えた収集運搬・処理体制の整備が必要となります。

グラフ

(2) 高齢者人口の増加

高齢者人口（65歳以上）は、平成25年1月1日現在の153,232人から平成29年1月1日現在では168,323人に増加しています。人口に占める高齢者の割合も、22.9%から24.7%と増加しています。引き続き、高齢者人口の増加が見込まれることから、ごみ出しが困難な高齢者等を対象とした施策の整備が必要となります。

グラフ

(3) 単身世帯の増加

単身世帯数は、平成25年1月1日現在の133,470世帯から平成29年1月1日現在では151,308世帯に増加しています。今後も、大学の開設等により単身世帯の増加が見込まれるため、ごみや資源の分別方法等のきめ細かい周知が必要となります。

グラフ

(4) 外国人人口の増加

外国人人口は、平成25年1月1日現在の22,282人から平成29年1月1日現在では27,417人と増加しています。ごみや資源の分別方法や排出ルールについて、多言語による周知が必要となります。

グラフ

2 3R 推進施策に関する課題

(1)リデュース(ごみを作らない)・リユース(繰り返し使う)

区収集ごみ（燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ）と資源回収量（集団回収含む）の合計は、平成25年度の205,122tから平成29年度には192,184tに減少しています。この間、人口は増加しているため、リデュース（ごみを作らない）・リユース（繰り返し使う）などが進んだことを示しています。今後も、さらにリデュース（ごみを作らない）・リユース（繰り返し使う）を促進する施策が必要となります。

グラフ

(2)資源になるものの分別の徹底

平成29年度のごみ組成調査によると、家庭から出る燃やすごみの中には、本来資源に含まれるもののが13.9%含まれています。雑がみの分別徹底などを徹底する施策が必要となります。

グラフ

(2)資源化率の向上

区の資源化率は、燃やさないごみの資源化率は90%以上と高い資源化率を維持しています。粗大ごみの資源化率は40%を目指していますが、平成29年度は35.8%となっています。今後も費用対効果を踏まえ、目標達成に向け、新たな資源化品目について検討していくことが必要となります。

グラフ

(3)集団回収活動の活性化

資源回収量の約50%を占める集団回収活動を活性化していくことが重要となります。集団回収実施団体数は増加しているものの、古紙回収量の内約95%を占める新聞・雑誌などの回収量が減ったこともあり、集団回収量は年々減少傾向にあります。今後も、集団回収実施団体の増加や回収品目の拡充についての施策が必要となります。

グラフ

(4) 生ごみ等の燃やすごみの減量

平成 29 年度の燃やすごみの組成調査によると、家庭から出る燃やすごみの約 33%は生ごみが占めています。特に未使用食品や調理くず（食品ロス問題等）や生ごみに約 80%含まれている水分の水切りを徹底する施策が必要となります。

3 ごみの適正処理における課題

(1) 効率的な収集・運搬体制の推進

更なる資源化率の向上のために、ごみ処理や資源化に係る経費を低減する必要があります。とりわけ、ごみ処理経費は収集・運搬費用が多くの割合を占めることから、効率的に配車することで、その経費の低減に引き続き努める必要があります。

(2) まちの美化の推進

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、ごみの不適正排出や不法投棄の防止、「とりコン」を活用した集積所美化対策を推進していく必要があります。

(3) 見える化の推進

ごみ処理に係る経費や燃やすごみの組成調査結果を公表することで、区民一人ひとりが食品ロス問題や適正排出による資源化を徹底することで、ごみ減量を推進していくことが必要となります。

(4) 環境負荷の抑制

環境への負荷を極力抑えた車両の使用やエコドライブを心掛けるとともに、清掃車両の効率的な運行体制を構築することにより、収集時の環境負荷を低減していく必要があります。

(5) 水銀含有廃棄物の適正処理

区内の清掃工場では、水銀含有廃棄物が原因で焼却炉が停止するトラブルが発生しています。平成 27 年には「水銀による環境の汚染に関する法律」が公布され、環境汚染の観点からも、より一層、水銀血圧計や体温計、蛍光管などの分別の徹底と適正処理を推進していく必要があります。

(6) 災害廃棄物への対応

東日本大震災や熊本地震等の地震災害や平成 30 年 7 月豪雨等の水害では、災害時における廃棄物の迅速で適正な処理が大きな課題であることが認識されました。国の「災害廃棄物対策指針」等に加え、被災地の経験を踏まえた災害廃棄物処理計画を策定する必要があります。

(7) 埋立処分場の延命

23区のごみは、焼却処理や中間処理を経て、東京都の管理する中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場に埋め立てられています。この処分場は東京港最後の処分場であるため、区民一人ひとりがごみ減量に努め、できる限り延命化する必要があります。

※目標値については、現在検討中です。

第4章 計画期間における目標値

4-1 計画期間における目標値

基本理念の実現と課題の克服に向けて、計画期間における具体的な計画目標としては、表4-1 のとおりとします。

表 4-1 目標年度（平成 35 年度）における各目標値

番号	項目	現状値 (平成 24 年度)		目標値 (平成 35 年度)
1	1人1日あたりの家庭ごみ排出量	594.3g/人・日	➡ 114.3g/人・日の削減	480.0g/人・日 (▲19.2%削減)
2	資源化率(※注1)	19.3%	➡ 7.3%の増加	26.6%
3	燃やすごみに含まれる資源化可能物の割合	12.9%(※注2)	➡ 5.0%の減少	7.9%
4	事業系ごみ排出量 (持込ごみ)	43.4 千t/年	➡ 10.0%の抑制(※注3)	43.4 千t/年 (48.2千t/年-4.8千t/年)

資源行政・集団回収量+燃やさないごみ・粗大ごみ資源化量

※注1 資源化率 = $\frac{\text{資源行政・集団回収量} + \text{燃やさないごみ} + \text{粗大ごみ}}{\text{家庭ごみ排出量(区収集事業系ごみ含む)} + \text{資源行政・集団回収量}}$

※注2 燃やすごみに含まれる資源化可能物の割合の現状値は、平成 25 年度実績値。

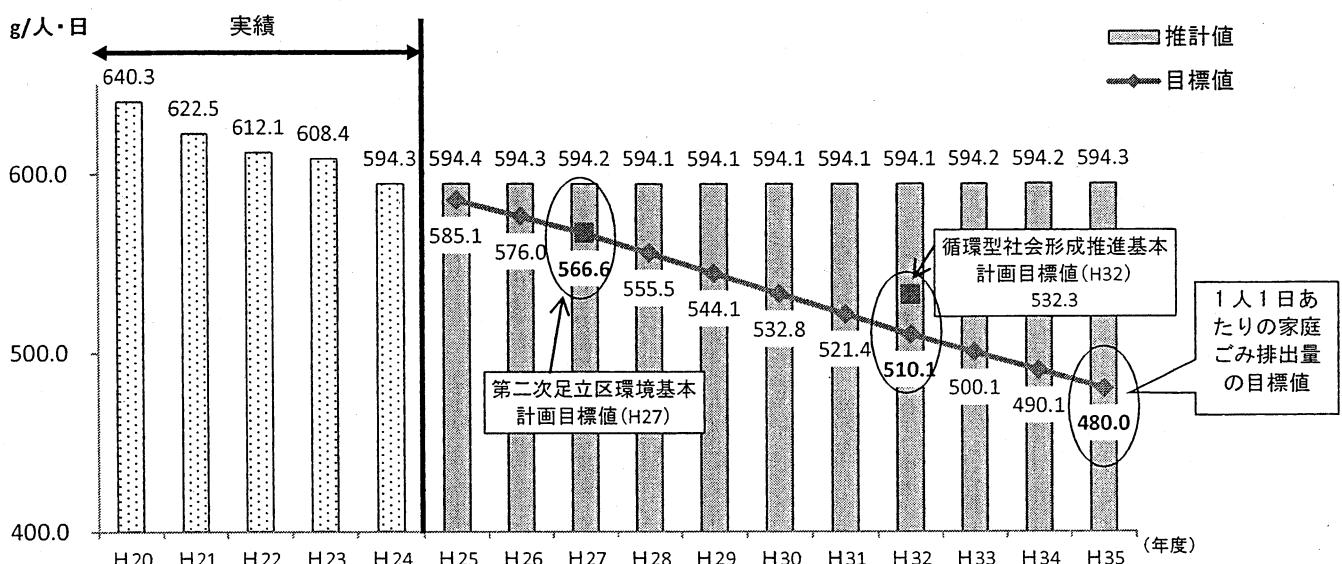
※注3 区の収集から、事業者の自己処理への切り替えが進むことで、事業系ごみ排出量が増加するが、この増加分を抑制していく。

4-2 計画期間における個別目標値

(1) 1人1日あたりの家庭ごみ排出量の個別目標値

番号	項目	現状値 (平成24年度)		目標値 (平成35年度)
1	1人1日あたりの家庭ごみ排出量	594.3g/人・日	➡ 114.3g/人・日の削減	480.0g/人・日 (▲19.2%削減)

図4-2 1人1日あたりの家庭ごみ排出量の実績・推計・目標値



資料：足立の環境のごみ量と各年1月1日現在の人口から算出。
推計と目標値は、平成24年度東京都男女年齢別人口予測の予測人口を基に算出。

現状の分析と目標値の設定

区民一人ひとりが取り組むべき目標値として、1人1日あたりの家庭ごみ量（燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ）を目標値として設定します。

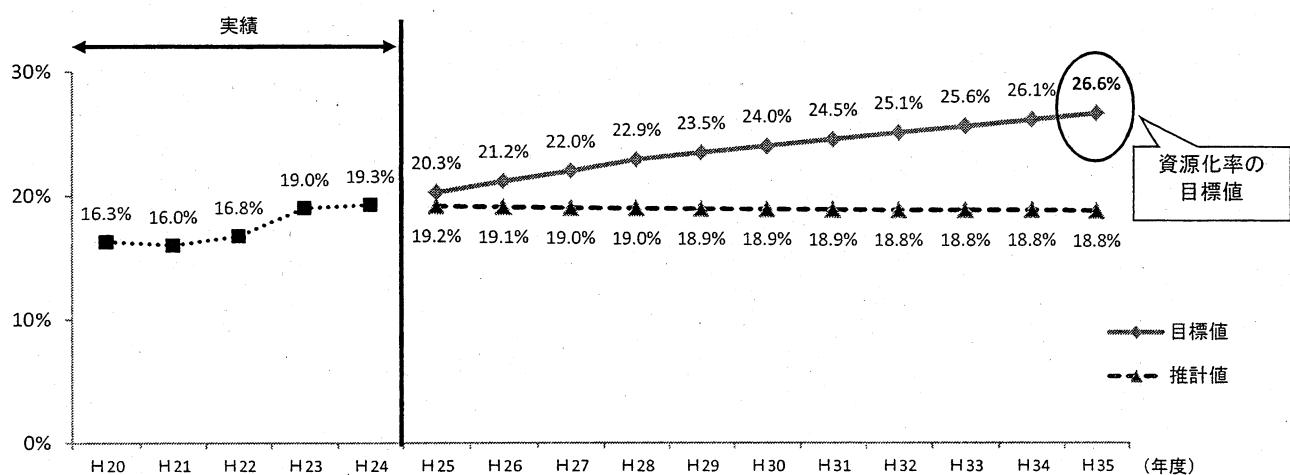
区が現状の施策を継続した場合、区の人口推計が将来的にほぼ横ばいになることにともない、図4-2の推計値のとおりごみ量もほぼ横ばいとなります。それに対し、区が様々な施策を体系化し、達成を目指す目標値は折れ線グラフのとおりです。この目標値は、「第二次足立区環境基本計画」と国における「循環型社会形成推進基本計画」の両方の目標値の達成を満たすものとなっています。

（⇒推計値及び目標値の分析方法については資料編50ページ7-1参照）

(2) 資源化率の個別目標値

番号	項目	現状値 (平成 24 年度)		目標値 (平成 35 年度)
2	資源化率	19.3%	7.3%の増加	26.6%

図 4-3 資源化率の実績・推計・目標値



資料：足立の環境のごみ量から算出。推計と目標値は、家庭ごみ排出量の予測・目標値を基に算出。

現状の分析と目標値の設定

家庭ごみ排出量の削減目標達成を前提に、更なる資源化を目指した資源化率を目標値として設定します。

区は、平成 22 年 4 月から実施した燃やさないごみの資源化事業と、平成 22 年 10 月から実施した粗大ごみの資源化事業により、平成 24 年度において平成 22 年度対比 2.5 ポイントの資源化率上昇を達成しました。

しかしながら、区が現状の施策を継続した場合、集団回収量が遞減していくことが見込まれるため、それにともなって推計値のとおり資源化率も遞減していくことが予測されます。それに対し、燃やすごみに含まれる資源化可能物を資源として分別することを啓発し、分別に対する区民協力度を上昇させることにより、平成 35 年度において資源化率 26.6% を達成することを目標値として設定します。

(⇒推計値及び目標値の分析方法については資料編 53 ページ 7-2 参照)

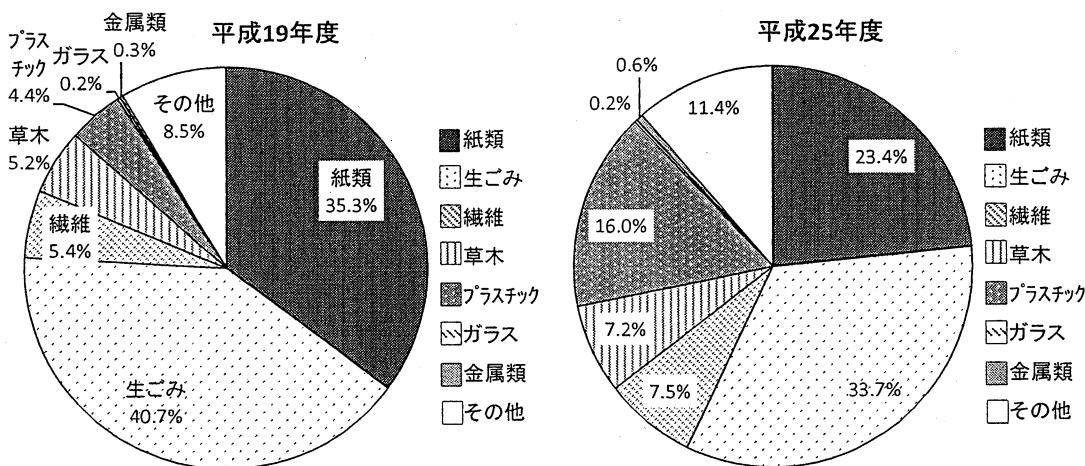
(3) 燃やすごみに含まれる資源化可能物の割合

番号	項目	現状値 (平成25年度)		目標値 (平成35年度)
3	燃やすごみに含まれる資源化可能物の割合	12.9%	➡ 5.0%の減少	7.9%

現状の分析と目標値の設定

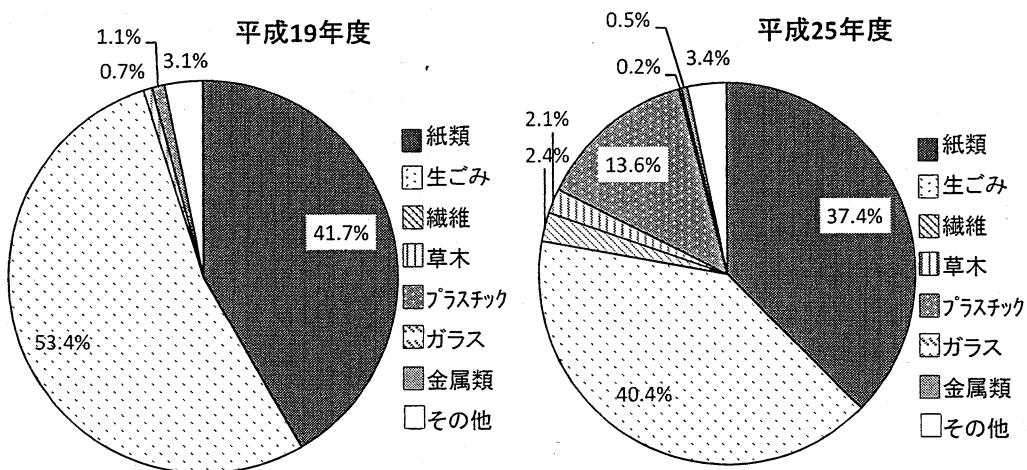
区が収集するごみ（家庭ごみ・小規模事業所から排出されるごみ）に含まれる資源化可能物の割合を目標値として設定します。区が収集する燃やすごみの組成については図4-4、図4-5のとおりです。

図4-4 区内の家庭ごみの組成割合推移



資料：平成19年度・平成25年度足立区一般廃棄物排出実態調査報告書

図4-5 区内の小規模事業所から排出されるごみの組成割合推移



資料：平成19年度・平成25年度足立区一般廃棄物排出実態調査報告書

平成 25 年度のごみ組成において資源化可能物（古紙、びん・缶・ペットボトル、燃やさないごみ）の割合は、家庭から排出されるごみと小規模事業所から排出されるごみを合わせて、12.9%あります。内訳は、紙類のうち古紙が 10.4%と、ガラス・金属類・プラスチック・その他のうち、びん・缶・ペットボトルと燃やさないごみが 2.5%含まれています。

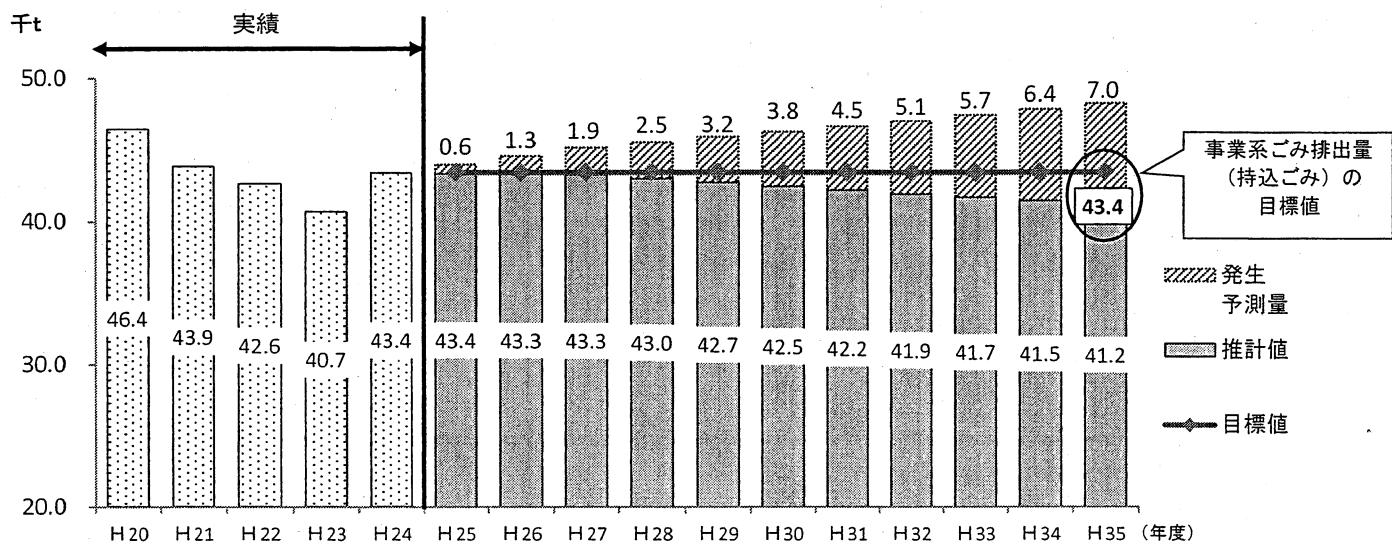
今後は、分別の徹底を区民及び小規模事業所に啓発することで、7.9%まで減量することを目指します。

(4) 事業系ごみ排出量(持込ごみ)の個別目標値

番号	項目	現状値 (平成 24 年度)		目標値 (平成 35 年度)
4	事業系ごみ排出量 (持込ごみ)	43.4 千t/年	10.0%の抑制※	43.4 千t/年 (48.2 千t/年-4.8 千t/年)

※区の収集から事業者の自己処理への切り替えが進むことで、事業系ごみ排出量が増加するが、この増加分を抑制していく。

図 4-6 事業系ごみ排出量(持込ごみ)の実績・推計・目標値



※発生予測量とは、区収集に排出される事業系ごみが、持込ごみに移行すると予測される量。

資料：足立の環境のごみ量から算出。推計と目標値は、平成 22 年度東京都就業者数の予測人口を基に算出。

現状の分析と目標値の設定

事業者が取り組むべき目標値として、事業系ごみ排出量(持込ごみ)の抑制を目標値として設定します。

区が現状の施策を継続した場合、区の就業者数の減少にともない、推計値のとおり事業系ごみ排出量も少量ですが減少していくことが予測されます。しかし、区は今後小規模事業所が区収集へ排出するごみの有料ごみ処理券の貼付率向上を指導し、あわせて事業所の自己処理を推進していくことを目標としています。

そのことにより、持込ごみとして排出される事業系ごみは、図 4-6 の発生予測量のとおり経年的に増加していくことが見込まれます。

それに対し、区は排出・発生抑制につながる施策をあわせて実施することにより、平成 35 年度においても、平成 24 年度の事業系ごみ排出量(持込ごみ)に抑制することを目標値として設定します。

(⇒推計値及び目標値の分析方法については資料編 56 ページ 7-3 参照)

第5章 ごみ減量と資源化の推進（基本方針）

足立区基本構想の目指す将来像

協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立

環境の視点から目指す姿

基本方針 地球にやさしい ひと のまち

**かけがえのない地球環境を守るため、
すべての ひと が自ら学び考え、実践するまち**

足立区でくらし、働き、活動するすべての「ひと」が、環境について学び、自ら率先して環境負荷の少ない行動を選択して実践します。

この一つひとつ行動がつながり、区内全体に広がり、将来にわたって環境負荷の少ない快適で持続可能なまち。そんな、日本で一番「地球にやさしい ひと のまち」を目指します。

※「ひと」には、区民だけでなく、区内在勤・在学者、事業者・団体・*NPOなど区に関わるあらゆる主体を含みます。

第三次足立区環境基本計画

4つの視点のうち 環境負荷の少ない『くらし』 ⇒ 一般廃棄物処理基本計画で定める。

すべての「ひと」が実践する低炭素、資源循環、自然共生型のくらし

■柱 循環型社会の構築

くらし方の工夫で、ごみを減らすとともに資源が循環するまちをつくる

○第四次足立区一般廃棄物処理基本計画の基本方針・目標

基本方針 1

廃棄物減量の推進

すべての「ひと」が率先して、日常的にごみをつくり出さない（リデュース）を推進し、特に食品や紙類等の資源ロスを意識した生活を実践します。

基本方針 2

持続可能な資源利用への転換

繰り返し使えるものは使用（リユース）するとともに、資源の再生利用（リサイクル）を拡充し、限りある資源を無駄にしない取り組みを実践します。

基本方針 3

廃棄物の適正処理

多様化する社会に向け、普及啓発や排出指導等を徹底し、環境負荷と生活環境に配慮した適正な廃棄物処理を実践します。

目標：3Rの推進と分別の徹底により
廃棄物の量を減らす。

指標：一人1日あたりの家庭ごみ量
○区収集ごみ量（可燃・不燃・粗大）
÷ 10月1日人口 ÷ 365日

目標：資源の循環利用を推進する。

指標：資源化率
○資源行政・集団回収量 + 不燃・粗大
資源化量 ÷ 区収集ごみ量 + 資源行
政・集団回収量

目標：廃棄物の適正処理向上により、
区内のごみ量を減らす。

指標：区内発生ごみ量
○区収集ごみ量（可燃・不燃・粗大）
+ 事業系持込ごみ量

基本方針 1 区民・事業者・行政と連携した廃棄物減量の推進

すべての「ひと」が率先して、日常的にごみを作り出さない（リデュース）を推進し、特に未利用食品の廃棄や食材の過剰除去、紙類等の資源ロスを意識した生活を実践します。

また、近年、マイクロプラスチック（微細なプラスチック）が、海洋上に流れ生態系に及ぼす影響が懸念されている。主に、河川への投棄等により、海洋上にペットボトルが流れることが原因の一つであることから、問題解決の一助となるよう分別排出の啓発を徹底していく。

(1) ごみ減量施策の情報発信の実施「見える化」

日々のごみを減らすために、区民や事業者が具体的に取り組むことができるごみ減量施策について、ごみ出しアプリやホームページ等のSNSを活用し、積極的に情報発信していくことで、ごみ減量施策への意識と行動の変化を促していきます。

(2) 環境教育・環境学習の推進と人材育成

環境に興味や関心を持った方々に、より深く学ぶ機会を提供するとともに、積極的に行動するリーダーを育成していきます。特に、次世代を担う子ども達がごみ減量やリサイクルに配慮した生活のあり方について体験しながら学べるような環境整備を充実させていきます。

(3) 区民・事業者・大学等の地域団体との連携

ごみ減量と資源循環の推進のためには、様々な主体がそれぞれの強みを生かしつつ、総合的な取組みを進めていくことが重要です。区民・事業者・地域団体との連携に加え、国や他自治体、区内大学との連携強化を通じて、より一層ごみ減量と資源循環を推進していきます。また、資源回収事業者や再資源化事業者において、障がい者雇用等の拡大を働きかけていきます。

(4) 消費活動におけるごみ減量の取組み

区民一人ひとりが消費者として、リデュース（ごみを作らない）に取り組むことが、ごみ減量を達成するためには最も重要です。例えば、買い物の際にマイバッグを持参してレジ袋をもらわない、バラ売り商品で必要な量だけ買う、詰め替えのできる商品や環境に配慮した再生品を進んで選ぶ等を促進していきます。

(5) 家庭におけるごみ減量と資源化の取組み

平成29年度の燃やすごみの組成調査によると、燃やすごみの約33%は生ごみが占めています。生ごみの約80%含まれている水分の水切りを行なうだけで、ごみの減量に大きな効果があります。未利用食品や食品の過剰除去などの食品ロス問題について、「食材は必要な分だけ購入する」・「食材を有効に利用する」・「食べる分だけ調理する」・「食

べ残しをしない」など、食品ロス削減のための取り組みを広げていくとともに、家庭で余っている食材などを持ち寄り、あだち子供食堂に提供しています。

(6) 事業者におけるごみ減量と資源化の取組み

小売事業者に対する支援として、過剰包装やレジ袋削減の働きかけにつながるよう区民に対し、簡易包装の推進やエコバッグの持参について、繰り返し呼びかけていきます。

また、飲食店などの食品廃棄物を排出する事業者と連携し、食べ残しが少なくなるようなメニューの工夫や3010運動、食べ残しを持ち帰る容器の提供などの食べ残し削減キャンペーンの実施を検討していきます。

基本方針2 持続可能な資源利用への転換

繰り返し使えるものは使用（リユース）するとともに、資源の再生利用（リサイクル）を拡充し、限りある資源を無駄にしない取り組みを実践します。

(1) ごみ減量やリサイクルに関する意識啓発

ごみ減量やリサイクルを推進し、ごみ問題を正しく理解してもらうためには、分別方法やごみ出しのルールなどの様々な情報を、わかりやすく区民に情報発信することが重要です。あわせて、地球環境フェアやあだち再生館でのイベントでの周知や衣類等、不用品家具の展示販売など、あらゆる広報媒体を活用していきます。

(2) 若年層の単身世帯や外国人等への普及啓発

区内には現在5大学あり、2021年には新たに大学が開設される予定です。若年層の単身世帯の多くは、ごみの分別意識やリサイクルへの関心が比較的低い傾向にあります。

また、多くの外国人が居住しており、その数は年々増加傾向にあります。若年層や外国人等が、資源・ごみの分別やごみ出しの情報を得やすいように、ごみ出しアプリやSNS等による情報発信を充実させていきます。

(3) 家庭ごみからの資源の分別徹底に向けた取組み

各家庭でのごみの分別を徹底することで、ごみ減量と資源化を推進していきます。例えば、燃やすごみの中には、包装紙やお菓子の箱などに代表される雑がみなど、資源化できる紙ごみが多く混入されています。紙資源分別バッグや資源になる紙類大辞典を活用した周知を図ることで、より一層のごみ減量と資源化率の向上に努めていきます。

(4) 集団回収活動の活性化と支援策の拡充

町会や自治会、マンションなど高齢化による集団回収団体の担い手の減少等の課題整理と検討を行います。また、区は23区の中でも資源回収事業者や再資源化事業者等が多い区です。このような地域特性を踏まえ、集団回収事業において、市況に応じ報奨金の見直しを行なうなど、より一層の活性化を図り実施団体の拡大を目指すことで、効率的な資源回収の実現に向け集団回収事業が活性化する施策を展開して行きます。

(5) 資源ごみ買取市における買取品目の拡大

より一層のごみ減量と資源循環を推進していくために、区内8事業者と連携し「資源ごみ買取市」を実施しています。また、市場の需要を踏まえ、買取品目に古布の追加や一部事業者により平日買取など、区民が利用しやすいよう事業者に働きかけてきました。引き続き、市場の需要に応じて、買取品目の増加について検討して行きます。

(6) 新たな資源化品目の検討

循環型社会を実現するためには、再生可能な資源を分別回収し、適切な手法を用いて再資源化することが必要です。そのため、新たな資源化品目について費用対効果を踏まえて検討を進めて行きます。とりわけ、プラスチックや食品トレイ等の品目については、民間事業者による回収スキームの利用を前提としつつ、資源として回収した場合の費用対効果を踏まえ検討して行きます。

(7) 粗大ごみのリユース(繰り返し使う)施策

家庭から粗大ごみとして持ち込まれた家電製品等の中で、簡易な修理等で再利用できる製品について、本人の承諾を得た上で事業者が買い取り、専門業者を通じて海外に輸出されており、主に発展途上国で再利用されています。

また、足立再生館においても家庭で不用になった家具を引き取り、必要な区民等に展示販売することで、ごみの減量に努めています。引き続き、粗大ごみのリユース(繰り返し使う)施策に関する新たな取組みを検討して行きます。

(8) 資源の持去り対策の強化

平成22年4月に「足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」を改正し、資源持去り行為を禁止し、資源持去り防止トロールやGPS端末器による取り締まりを行った結果、古紙の行政回収量は以前より増加した状況を維持しており、一定の効果があると考えられます。区民の関心が高く、取り締まりに対する要望も多いため、更なる持去り対策を実施するとともに、繰り返し持去り行為を行なう悪質な行為者に対し、区内警察署と連携し取り締まり、実効性のある対策を講じて行きます。

基本方針3 廃棄物の適正処理

多様化する社会に向け、普及啓発や排出指導を徹底することで、環境負荷と生活環境に配慮した適正な廃棄物処理を実践します。

(1) ごみ集積所の美化対策

不適正な分別や排出ルールを守らない集積所については、警告シールを貼付した上で取り残し対策や、ふれあい指導班によるきめ細やかな指導を行い改善に努めます。

また、集積所のカラス被害などによるごみの散乱については、これまでの防鳥ネットに加え、ごみ収集ボックス「とりコン」による対策を講じることで、ごみ集積所の美化対策を行っていきます。

(2) 事業系ごみの自己処理責任に基づく廃棄物処理の徹底

区内には、約2万4千の小売業や卸売業、飲食サービス業等の事業所があります。原則、事業所から出るごみは、自己処理責任に基づき自ら処理しなければなりません。区の処理基準を超えるごみを排出する事業者については、許可事業者による収集に移行するよう働きかけていきます。

(3) 事業用大規模建築物への排出指導

延床面積1,000m²以上の事業用大規模建築物の所有者に対して、事業所で生じる廃棄物について、再利用計画書の提出を義務づけており、ごみ減量や再利用に向けた目標を設定させるなど、ごみ減量を推進しています。また、選任を義務づけている廃棄物管理責任者を対象に講習会を実施し、事業所における廃棄物管理責任者の役割やごみの適正処理の重要性を理解してもらうとともに、ごみ減量と資源化に向けた取組みを強化するよう指導していきます。

排出指導としては、延床面積1,000m²以上の事業所に対し、ごみの分別や資源化への取組状況を把握するため立入調査を行ないます。立入調査では、ごみの分別や処理方法を確認し、必要に応じて指導・助言を行います。また、ごみ減量と資源化に積極的に取り組んでいると事業者に感謝状を贈呈し、より一層のごみ減量と資源化に努めるよう促していきます。

(4) 事業系ごみ処理券貼付等の指導

区内には、約2万4千の小売業や卸売業、飲食サービス業等の事業所があります。原則、事業所から出るごみは、自己処理責任に基づき自ら処理しなければなりません。一定の処理基準を満たしている小規模事業者については、事業系有料ごみ処理券を貼付の上、区の収集を利用することができます。事業系有料ごみ処理券の未貼付や料金不足などの不適正な排出を行う事業者に対して、夜間等も含め貼付指導を行い、適正に排出するよう指導していきます。

(5) 家庭ごみ有料化の調査・検討

家庭ごみ有料化については、区のごみ減量・資源化施策の進捗状況や他区の状況を踏まえ、家庭ごみ有料化によるごみ減量効果を調査していきます。特に、有料化の対象となるごみの種類、処理手数料額、課金方法、不法投棄対策等について先進事例を調査していきます。なお、家庭ごみ有料化の前提として、収集・運搬及び処理経費の削減が必要となります。

(6) 戸別訪問収集の調査・検討

区では、近隣住民等の協力が得られず、ごみ出しが困難な世帯で、原則要介護3以上の世帯については戸別訪問収集を行っています。戸別訪問収集は、自らが出資資源・ごみに対する責任を高め、さらなる分別徹底と適正排出の向上に寄与すると考えられます。戸別訪問収集の対象世帯の拡大については、今後、様々な観点から検討していきます。

(7) 戸別収集の調査・研究

区内全域を対象とした戸別収集は、家庭ごみを有料化する場合には、ごみ減量や不法投棄対策などに有効な施策であり、区民サービスの観点からも、家庭ごみの有料化と同時に実施すべきですが、今後、他区の状況も踏まえ、様々な観点から研究していきます。

(8) 不法投棄対策

不法投棄の総合窓口「不法投棄110番」や「不法投棄通報協力員制度」により、不法投棄物への迅速な対応が可能となり、まちの美化対策をつながっています。

また、土地の所有者・管理者が看板や防犯カメラの設置など再発防止に取り組むことを条件に、区は支援の一環として民有地の不法投棄物の撤去を行っています。土地所有者の方と区が協力してまちをきれいにすることで、ビューティフル・ウィンドウズ運動を推進していきます。

(9) 適正処理困難物への対応・拡大生産者責任による適正処理の推進

有害性や危険性、処理困難な廃棄物については、区による収集や処理ができません。区が収集する廃棄物と収集できない廃棄物を明確にし、排出者に対し処理先を案内することで適正な処理が行われるよう助言・指導していきます。

また、製造販売事業者による処理困難物の回収及び適正処理について、国や事業者に対し、円滑な処理体制を構築するよう働きかけていきます。

(10) 水銀含有廃棄物の適正処理

蛍光管や水銀体温計、水銀血圧計などの水銀含有廃棄物について、排出する際に割れないよう購入時の箱に入れるなど適正な排出方法を周知していきます。

また、収集した水銀含有廃棄物は、可能な限り資源化した上で適正に処理していきます。

(11) 効率的な収集・運搬体制の確立

ごみ処理にかかる経費の多くは収集・運搬にかかる経費が占めています。ごみ減量を積極的に進め、効率的な収集・運搬体制を確立することで、収集・運搬経費の削減に努めるとともに、CO₂排出量削減等の環境負荷の低減に努めます。

(12) 環境負荷の抑制

清掃工場のごみ焼却過程で生じる熱エネルギーを利用して発電を行い、工場内で利用した後の余剰電力を売却するほか、近隣施設に熱供給を行っています。化石燃料の使用量を減らし、地球温暖化防止に寄与するため、高効率発電設備の導入を図るなど、より一層のエネルギー回収を進めています。

また、ごみ収集車両の排出するガスは、大気汚染や地球温暖化の原因となっているため、環境負荷の少ない清掃車両を使用します。

(13) 災害廃棄物への対応

国の災害廃棄物対策指針、東京都の災害廃棄物処理計画の策定を踏まえ、災害時における区内の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、区民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するための災害廃棄物処理計画を策定します。

(14) 埋立処分場の延命化

今ある埋立処分場をできる限り長く使用していくため、中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場の現状や課題について、区民に周知することで、より一層のごみ減量を進めています。

第6章 生活排水処理基本計画

6-1 生活排水の現状

(1) 生活排水の排出状況

足立区の下水道は概成 100%、普及率で 99% であり、下水道普及地域では、し尿を含む生活排水のほとんどが、公共下水道によって処理されています。公共下水道によらないものについては、浄化槽^{※1}あるいはくみ取りによる処理を行っています。平成 30 年 3 月 31 日現在で、浄化槽設置基数は 496 基、くみ取り戸数は 275 戸で、年々減少傾向にあります。(表 6-1)

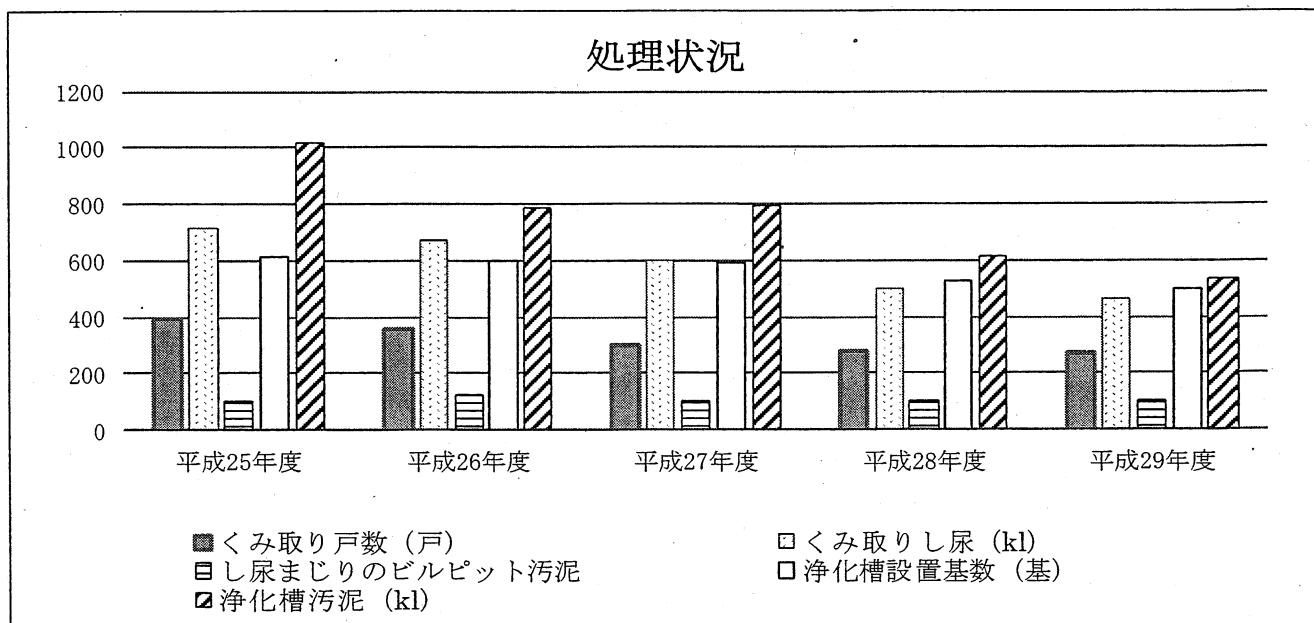
一方、事業活動とともに、し尿混じりのビルピット汚泥^{※2}、事業系し尿等も排出されています。

表 6-1 区内のし尿くみ取り戸数・量及び浄化槽設置基数・浄化槽汚泥等

区分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
くみ取り戸数(戸)	396	356	299	280	275
くみ取りし尿(kl)	716	670	601	501	461
ビルピット汚泥	105	123	105	104	103
浄化槽設置基数(基)	612	597	592	526	496
浄化槽汚泥(kl)	1,016	787	792	616	534

※1 水洗トイレの汚水（し尿）と台所や風呂等の生活雑排水を、微生物の働きにより浄化処理して、下水道以外に放流するための装置。

※2 地下階を有するビルやホテル等から出る、汚水・雑排水を貯留する合併槽等に溜まった汚泥をビルピット汚泥といい、これにし尿が混じったものをし尿混じりのビルピット汚泥といいます。



(2) 家庭系し尿

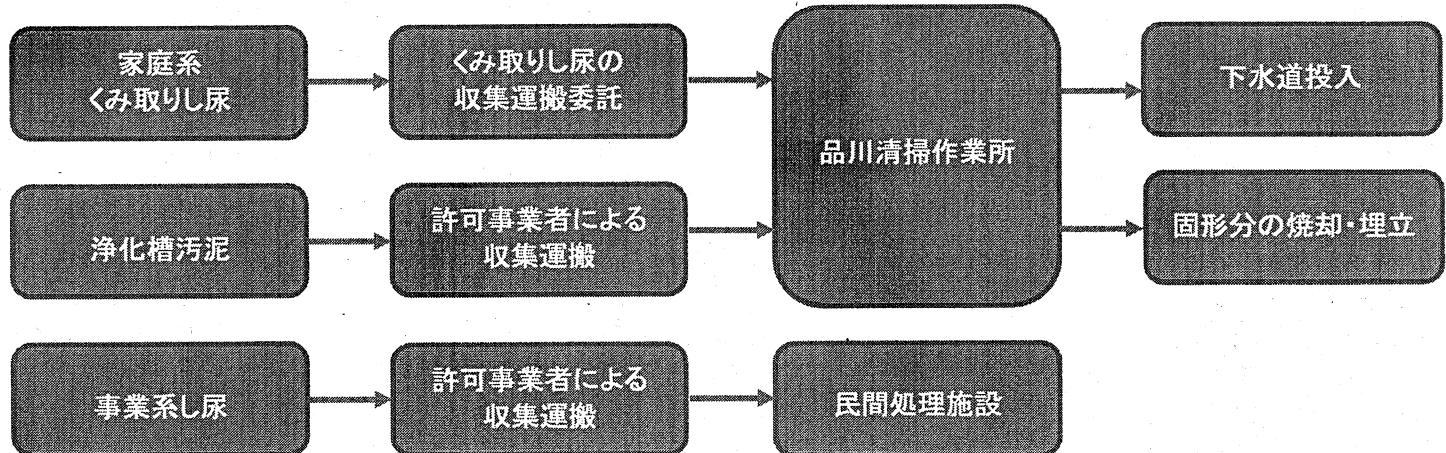
家庭から排出されるし尿については、区が事業者に委託し、原則としてし尿対象世帯を月2回、1.7klの小型吸上車で収集を行っています。住宅等の建替えや下水道の普及により、くみ取り世帯は年々減少しています。

収集したし尿は、清掃一組の下水道処理施設である品川清掃作業所で処理しています。品川清掃作業所では、しき（汚水の中に含まれる固形不純物）等の不純物を取り除き、希釈等により下水排除基準を満たす状態に処理した後、下水道に投入し、残さは、焼却され埋め立てられています。（図6-2）

(3) 事業系し尿

事業活動に伴って排出される、し尿混じりのビルピット汚泥や仮設トイレのし尿については、事業者自己処理責任の原則に基づき、許可事業者に委託して収集・運搬し、民間処理施設で処理しています。

図6-2 し尿等の収集運搬・処理の流れ



6-2 基本方針

区の下水道普及率は既に99%以上となっています。そのため、下水道の普及地域では、し尿を含む生活排水は出来る限り公共下水道によって処理することを基本方針としています。

既存の一般家庭のくみ取り便所のし尿は、基本的な住民サービスとして、区が事業者委託により収集・運搬し、東京二十三区清掃一部事務組合が処分を行うこととしています。区が担っている収集・運搬については、より効率的な体制の検討を進めます。

浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥（生ごみ処理汚泥）、事業活動にともなって排出されるし尿混じりのビルピット汚泥、事業系し尿は、今後も引き続き民間事業者による処理体制を基本としていきます。

6-3 施策・事業の展開

(1) 下水道への接続の促進

下水道処理区域内の非下水道世帯については、下水道法に基づいて水洗化が義務付けられています。これに基づいて下水道への接続を促進し、くみ取り世帯の減少を図り、区民生活の衛生面の向上を目指します。

(2) し尿の収集・運搬及び処分

し尿の収集・運搬については、引き続き区が事業者に委託して実施します。また、くみ取り世帯の減少にともない、効率的な収集・運搬体制の構築を目指します。し尿の処分については、東京二十三区清掃一部事務組合が処理を行い、下水道放流施設を管理・運営します。

(3) し尿収集の有料化の検討

下水道告示地域内で下水道に接続していないくみ取り世帯については、下水道料金の負担がされている一方、下水道未告示地域内のくみ取り世帯については、下水道料金の負担がなく、収集を行っている区も料金の徴収をしていません。このように、くみ取り世帯間においても料金の負担に差が生じているため、受益者負担の原則により有料化とその方法について検討していきます。

(4) 净化槽汚泥の処理

浄化槽汚泥については、浄化槽清掃業の許可業者が収集・運搬し、民間施設での処理を促進します。浄化槽の機能を維持するために、定期的な保守点検と清掃を行うよう広報等を通じて区民に対して情報を発信していきます。

(5) 事業者責任の徹底

事業活動にともなって排出されるし尿混じりのビルピット汚泥、事業系し尿は、事業者責任による自己処理を徹底します。

(6) ディスポーチー汚泥の処理

ディスポーチー汚泥（生ごみ処理汚泥）については、一般廃棄物許可業者が収集・運搬し、民間施設で処理しています。

(7) 災害時の対応

災害時には、避難所に速やかに仮設トイレを設置するなど、避難した区民のトイレを確保します。また、東京都、東京二十三区清掃一部事務組合、近隣自治体あるいは災害協定を締結した民間事業者等と連携し、災害時のし尿収集が遅滞なく行えるように体制を整備します。

資料編

第1章 人口の動向

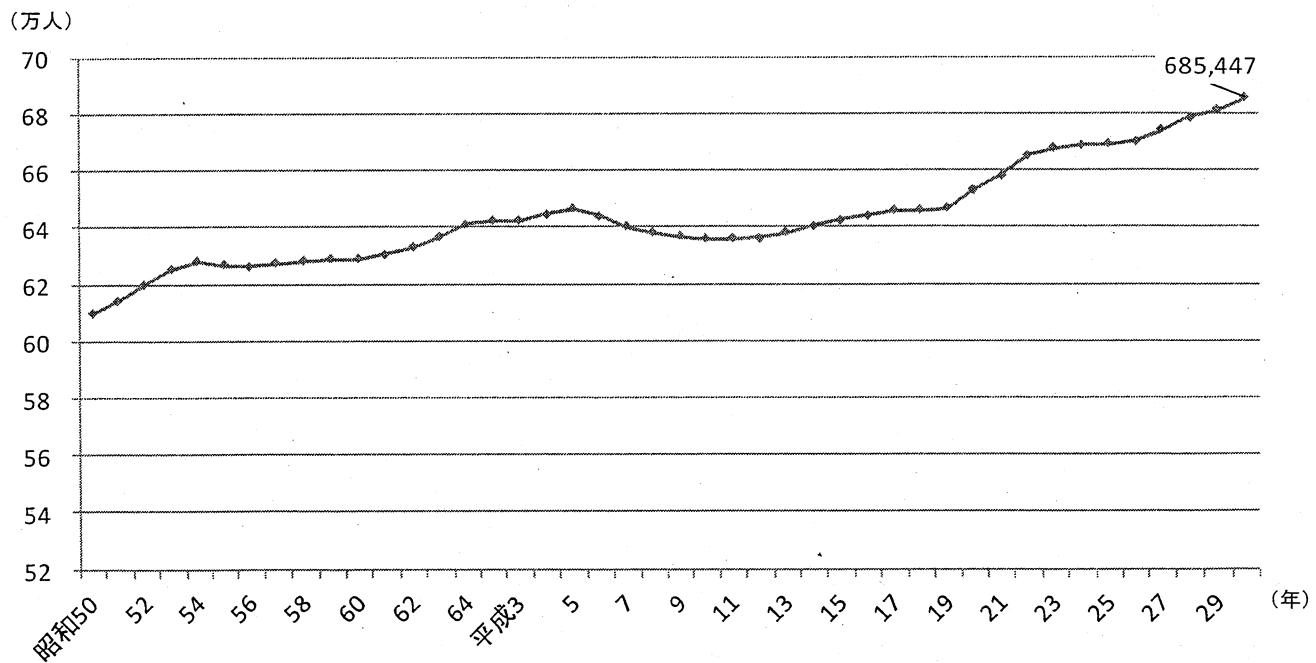
1-1 人口及び世帯数

足立区の総人口は、平成 30 年 1 月 1 日現在、685,447 人で、東京都の総人口（13,637,348 人）の約 5.0%、23 区の総人口（9,396,595 人）の約 7.3% を占め、23 区の中では世田谷区・練馬区・大田区・江戸川区について 5 番目に人口が多い区です。世帯数は 340,838 世帯で、1 世帯あたりの人数は 2.01 人です。

区は、都心部からほど近い住宅地として発展したため、昭和 60 年代から平成 20 年に至るまでほぼ 63 万人～65 万人台で推移してきました。その後、つくばエクスプレスや日暮里・舎人ライナーの開業にともないマンション等の開発が盛んになり、平成 21 年度以降人口が増加傾向にあります。（資料・図 1-1）

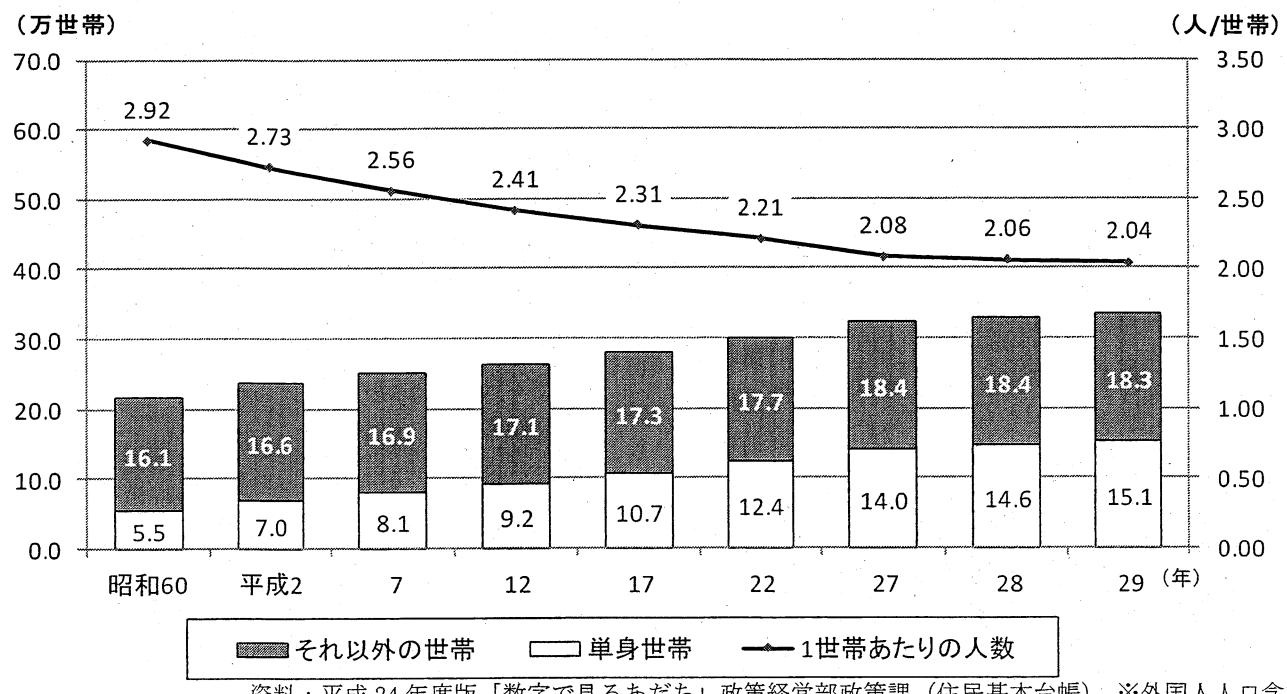
世帯総数は、近年は 30 万世帯前後で推移していますが、大学の誘致や高齢化社会等により単身者世帯は増加傾向にあります。また、1 世帯あたりの人数が、昭和 60 年の 2.92 人から平成 29 年には 2.04 人と減少しています。（資料・図 1-2）

資料・図 1-1 足立区の人口推移（各年 1 月 1 日現在）



資料：区民部戸籍住民課（住民基本台帳）※外国人人口含む

資料・図 1-2 足立区の世帯数・1世帯あたりの人数の推移

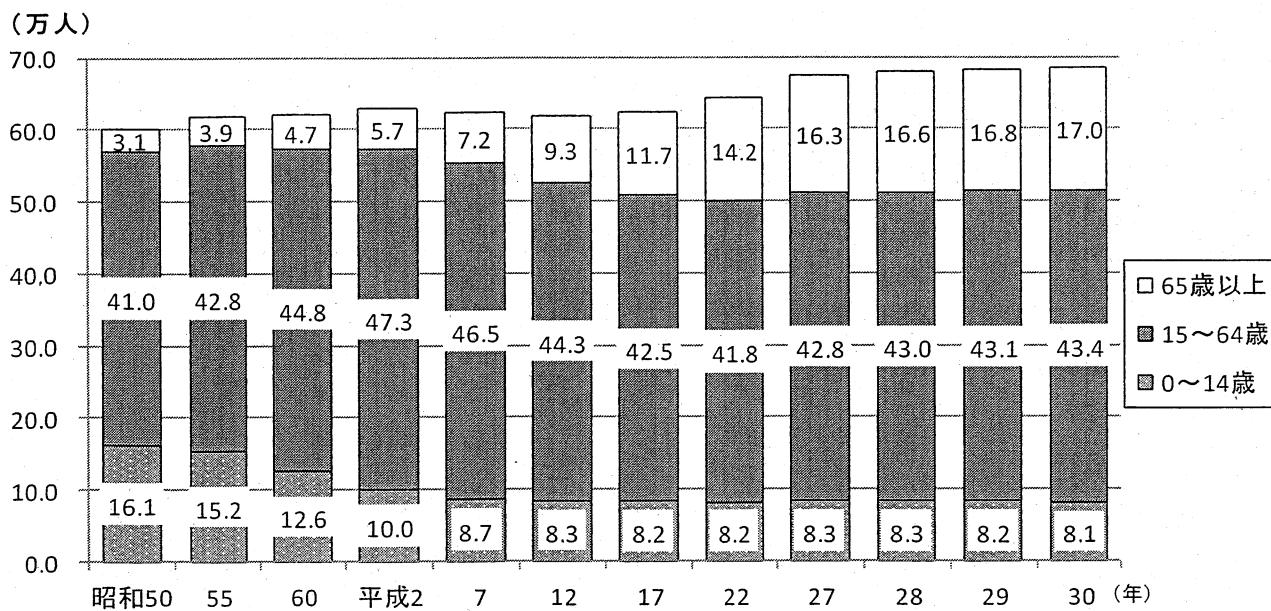


資料：平成 24 年度版「数字で見るあだち」政策経営部政策課（住民基本台帳）※外国人人口含む

1-2 人口構造

区の人口構造は、0～14 歳の幼年人口と 15～64 歳の生産年齢人口の構成比が平成 2 年から経年的に減少しているのに対し、65 歳以上の高齢者人口の構成比が増加しています。このことから、高齢化が経年的には進んでいます。（資料・図 1-3）

資料・図 1-3 足立区の年齢別人口の推移



資料：区民部戸籍住民課（住民基本台帳）※外国人の人口構造は含まない